

岐阜市総合教育会議の傍聴に関する要綱

平成27年5月26日協議

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市総合教育会議運営要綱（平成27年5月26日協議。以下「運営要綱」という。）第4条の規定に基づき、岐阜市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の決定)

第2条 傍聴人は、総合教育会議の開催場所の収容可能人数を考慮して、先着順により決定するものとする。ただし、教育委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が認めた報道関係者については、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 発言しないこと。
- (3) 総合教育会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談論、放歌、高笑その他の騒ぎ立てをしないこと。
- (5) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、たすき、ゼッケン、鉢巻き、腕章その他の示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (6) 携帯電話その他情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 飲食又は喫煙しないこと。
- (8) 撮影、録画及び録音を行わないこと（事前に事務局長の許可を得た場合を除く。）。
- (9) 運営要綱第3条ただし書きの規定により会議を公開しないこととした場合は、速やかに退場すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、総合教育会議の運営の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第4条 前条に規定する事項に違反した傍聴人は、これを退場させることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。